市からの

届け出

西東京市民カードは交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは 弾力性が弱く割れやすいため、交換可 能です。

□交換場所 市民課(田無庁舎2階、 防災・保谷保健福祉総合センター1階)、 出張所

閉●対象の西東京市民カード ●来 庁者の本人確認ができるもの(運転免 許証・旅券・健康保険証など)

※代理人による申請の場合は委任状が必要 **☆西東京市民カード・ほうや市民カー** ドは引き続き大切に保管してください

現在発行されている西東京市民カー ド・ほうや市民カードのうち、印鑑登 録がされているものについては、市民 課窓□で印鑑登録証明書を請求する際 に[印鑑登録証]として提示が必要です。 ※マイナンバーカードは印鑑登録証で はありません。市民課窓□で印鑑登録 証明書を請求する場合は、印鑑登録証 (令和2年8月31日以前発行の西東京 市民カード・ほうや市民カードのうち 印鑑登録がされているもの、旧田無市、 旧保谷市の印鑑登録証を含む)をご持 参ください。印鑑登録をされていてマ イナンバーカードをお持ちの方は、証 明書コンビニ交付サービスの利用が可 能です。

▶市民課Ⅲ ☎ 042-460-9820 保 📾 042-438-4020

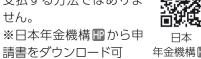
保険・年金

国民年金保険料の クレジットカード納付

国民年金保険料のクレジットカード 納付を希望する方は、間へ申込が必 要です(郵送可)。申出書は市役所保険 年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・ 保谷保健福祉総合センター1階)で配 布しています。

※金融機関などの窓口でクレジット カードを直接ご提示・お

支払する方法ではありま せん。





日本 年金機構₽

※被保険者とクレジットカードの名義 人が違う場合は、同意書も必要

□納付方法/申込期限

下記から選択(前納割引馬り)

- 毎月納付/随時受付 ※引き落とし開始時期は問へ
- 6 カ月前納(10月分から開始) / 8 月末日、(令和6年4月分から開始) /令和6年2月末日
- 1年前納・2年前納(令和6年4月 分から開始)/令和6年2月末日 ※過去の未納分や一部免除承認済み期 間はクレジットカード納付の利用不可

問武蔵野年金事務所

1 0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課Ⅲ

a 042-460-9825

子育て

乳・子・青医療証の現況届

現在乳・子・骨医療証をお持ちで、 更新手続の必要な対象者へ「現況届」を 送付します。必要書類を添えて提出し てください。

対●市外に住民登録がある●令和 5年度の課税状況が公簿で確認できな い(1月2日以降の転入者など) ●過 年度未提出など

場 ●窓口:子育て支援課(田無第二庁舎 2階) ●回収ポスト: 市民課(防災・保 谷保健福祉総合センター1階)・出張所 □提出期限 8月21日(月)

※申請時の届出事項(加入保険など)に変 更があり変更届を未提出の方は早めに お手続ください(出張所では受付不可)。 ▶子育て支援課 ■ 642-460-9840

ひとり親家庭の就業支援

ひとり親家庭のお母さんやお父さん を対象に就職・転職・スキルアップ(職 業訓練) などのお話を伺い一緒に考え ます。応募書類の書き方・面接の受け 方もアドバイスします。また、児童扶 養手当を受給している方の自立・就労 支援のために、相談者のニーズに応じ たきめ細かな支援プログラム[母子・ 父子自立支援プログラム」を策定し(生 活保護を受給している方は対象外)、 継続的に支援します。

□相談日時 月・火・水・金午前10 時~午後4時(予約優先)

8月8日以午後5時~7時・26日出 午前9時~11時は時間外で就業相談 を行います。ぜひご利用ください。

▶子育て支援課 ■ 642-460-9840

出くらし

史跡玉川上水整備活用のための 作業説明会

閱7月26日似午後6時30分~8時

場武蔵野スイングホール ※当日、 直接会場へ

 四東京市・武蔵野市内のこれま での作業報告・今後の予定

●東京都水道局が行う水路・のり面の 保全のための樹木のせん定・伐採など

間東京都水道局

a03-5320-6388

▶社会教育課Ⅲ

a042-420-2832



はなバス第4北・南ルートの迂回運行

花小金井駅北口周辺でイベントが開 催されるため、下記日時において[14. 小平合同庁舎」と「15.花小金井駅」の 停留所での乗降は、小平合同庁舎北側 の青梅街道上に設置する仮設停留所か らとなります。

時7月15日仕・16日(日)午後5時~9時 また第4南ルート「6-2.芝久保児童 館」「7.芝久保運動場」付近の工事に伴 い、下記日時において一部迂回運行を 行っております。

閱7月10日 (月·12日 (水)·18日 (火) ~ 21日金・25日似午前9時~午後6時

※詳細は市冊・停留所や車内の掲示 物をご覧ください。

||((傍聴))||

■教育委員会

時7月28日 金午後2時

場田無第二庁舎4階

四/定行政報告ほか/10人

▶教育企画課 ■ 642-420-2822

審議会など

■使用料等審議会

時7月21日逾午前10時

場田無庁舎3階

内使用料・手数料などの適正化

定 5人

■総合計画策定審議会

時7月26日以午後2時

場田無庁舎3階

クコメントほか/5人

■総合教育会議

母 7月27日休午前10時

場田無庁舎4階

△教育に関する協議・調整

定 5人

▶企画政策課Ⅲ

a042-460-9800

■教育計画策定懇談会

聞7月24日例午後2時

場イングビル

四/定教育計画/5人

▶教育企画課⊞

a 042-420-2822

■男女平等参画推進委員会

閱 7月25日以午後6時15分

場田無庁舎5階

四/定西東京市第4次男女平等参

画推進計画の評価ほか/3人

▶協働コミュニティ課

a042-439-0075

■介護保険運営協議会

問7月27日休午後7時

場田無第二庁舎5階

四/定高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画策定ほか/5人

▶高齢者支援課Ⅲ

a042-420-2813

■社会教育委員の会議

閱 7月28日億午前10時

場田無庁舎3階

四/定社会教育委員の活動ほか/2人

▶社会教育課 ■ 642-420-2831

■空き家等対策協議会

₿8月3日休午前10時

場田無第二庁舎5階

内/定既存の特定空き家などの進捗状 況と今後の対応ほか/5人(一部非公開)

■防災会議

₿ 8月4日逾午前9時30分

場防災・保谷保健福祉総合センター5階

四/定西東京市地域防災計画ほか/5人 ▶危機管理課保 642-438-4010

■地域自立支援協議会計画策定部会

₿ 8月9日似午後6時30分

場田無第二庁舎4階

☑∕屋障害者基本計画および障害福 祉計画・障害児福祉計画策定ほか/5人

▶障害福祉課 ■ 1042-420-2804

「限度額適用認定証」・ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険

場保険年金課(田無庁舎2階)、市民 の申請書を後日送付します。 課(防災・保谷保健福祉総合センター □70~74歳の方へ 1 階)

●認定証を作る方の保険証 ●マイナ ンバー確認書類

□認定証とは

所得や年齢に応じて、1カ月間に医 療機関へ支払う医療費の自己負担限度 額が決まっています。国保加入者が上

記認定証を医療機関に提示すると、一 医療機関の1カ月間の会計を所定の限 認定証の有効期限は7月31日 (月)で 度額に抑えられます。支払った医療費 す。既にお持ちの方も申請が必要です。 が限度額を超えた方には、高額療養費

所得区分によっては、被保険者証兼 園 ● 来庁者の本人確認ができるもの 高齢受給者証が認定証の役割を兼ねて いる方もいます。認定証の申請が必要 かどうかについては、下記までお問い 合わせください。

▶保険年金課

a042-460-9821

後期高齢者医療保険

認定証の有効期限は7月31円例です。 現在、認定証をお持ちで、8月1日(火) から下記に該当する方には、更新した 控除し計算)または老齢福祉年金を受 認定証を7月下旬に郵送します。

□限度額適用認定証の対象の方

被保険者証の一部負担金の割合が3 割負担で、後期高齢者医療制度に加入 している同じ世帯の最も高い住民税課 税所得者が次のいずれかに該当する方 ①現役並み所得 I …課税所得145万円

以上380万円未満の世帯の方 ②現役並み所得Ⅱ…課税所得380万円

以上690万円未満の世帯の方 □限度額適用・標準負担額減額認定証 の対象の方

被保険者証の一部負担金の割合が1 割負担で、住民税非課税世帯で次のい ずれかに該当する方

③区分Ⅰ…世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入は80万円を控除、給与 収入は給与所得控除後さらに10万円を 給している方

④区分 I … ③に該当しない方

※認定証を持っておらず、①~④に該 当する方は要申請(認定証を入院・外 来時に提示することで医療機関の保険 適用負担額が限度額までとなり、③・ ④に関しては食事代も減額されます)

間制度について…東京いきいきネッ ト田または東京都後期高齢者医療広 域連合お問い合わせセンター ☎0570 -086-519 (PHS·IP電話からは **1**03 -3222 - 4496

※平日午前9時~午後5時

▶保険年金課Ⅲ **1**042-460-9823